

## 令和2年度第5回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年8月18日(火)  
午前9時30分 ～ 午前10時45分  
場 所 菊川ふれあい会館 中・小ホール

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18  
現 在 数 18  
出 席 総 数 18  
欠 席 総 数 0

| 議番 | 氏 名    | 出欠 |
|----|--------|----|
| 1  | 西野 政次  | 出席 |
| 2  | 阪田 実   | 出席 |
| 3  | 田中 クゲヨ | 出席 |
| 4  | 新久保 克己 | 出席 |
| 5  | 藤野 俊孝  | 出席 |
| 6  | 田崎 育子  | 出席 |
| 7  | 原田 雄一  | 出席 |
| 8  | 岡本 住子  | 出席 |
| 9  | 下田 敏純  | 出席 |
| 10 | 石田 安男  | 出席 |
| 11 | 植村 正文  | 出席 |
| 12 | 河本 隆一  | 出席 |
| 13 | 坂田 謙祐  | 出席 |
| 14 | 伊田 喜弘  | 出席 |
| 15 | 山田 正信  | 出席 |
| 16 | 吉本 知則  | 出席 |
| 17 | 岩本 憲慈  | 出席 |
| 18 | 有田 孝義  | 出席 |

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか計5名

傍聴人:なし

令和2年度第5回総会

(開始時刻9時30分)

### 事務局（石井事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、18名全員が出席しております。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、吉本会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

### 議長（吉本会長）

皆さん、おはようございます。

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和2年度第5回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号14番の伊田喜弘委員と、議席番号15番の山田正信委員のご両名を指名します。よろしく願います。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

### 事務局（中川事務局長補佐）

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、339㎡でございます。位置図は2、3ページ、公図は4ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から東へ約510mに位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。



### 田崎育子委員

6番の田崎です。8月6日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。事務局の説明のとおり、維持管理が出来ない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものです。譲受人は意欲的に農業をされており、何ら問題はないと思います。以上、よろしく申し上げます。

### 議長（吉本会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。それでは、「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

### 議長（吉本会長）

次に日程第2「議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。それでは、当該案件について事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局長補佐）

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可について、ご説明します。

総会議案書8ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は12、13ページ、公図は14、15ページ、土地利用計画図は16ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ約3.6kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。転用目的は、下関連絡線新設工事に伴う架線基地でございます。

申請理由につきましては、XXXXXXXXXXからの工事の受注に伴い、架線基地の設置が必要になったことから、候補地を探していたところ、申請地は、新設する送電線塔の下に位置し、電線ドラム等の資材の運搬、搬入が容易であることから選定されたもので、借受人の要望に貸付人が応じたものでございます。

賃借権の設定となっております。一体利用地はなく、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の西側に隣接した農地はございますが、申請地内は、真砂土及び砕石を敷き均し、土留めを設ける計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、一時的な利用であり、工事終了予定である、令和3年12月31日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

8ページに戻りまして、2番、3番は、申請地が隣接しており、転用目的も同じでございますので、合わせてご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は17、18ページ、公図は19ページ、2番の土地利用計画図は20ページ、3番の土地利用計画図は21ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から東へ約930mから約940mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。転用目的は、太陽光発電設備でございます。

申請理由につきましては、各借受人が、電力系統の空きがある中国電力管内で太陽光発電設備の設置を計画したもので、平坦で日当たりも良く、隣地への影響がほとんどない申請地を、斡旋者から紹介され、この度の申請に至ったもので、耕作が困難で、農業後継者もない貸付人が、各借受人の要望に応じたものでございます。

なお、各申請者からは、代替地検討表が提出されております。どちらの案件も地上権の設定となっております。一体利用地はなく、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、2番の申請地には、隣接した農地が、3番の申請地には、青線等で分断された農地がございますが、申請地内の一部を盛土し、新たな畦畔を設ける計画となっております。

汚水の発生はなく、2番の雨水は、隣接地にある既存水路に放流されますが、土地所有者は表面雨水の放流については承諾しております。

また、3番の雨水は、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、どちらの案件も周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

どちらの案件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

次に総会議案書9ページをお開きください。4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は22、23ページ、公図は24ページ、土地利用計画図は25ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から南東へ約500mに位置する農地で、農地法施行規則第45条第2号に該当する、「第二種農地」となります。転用目的は、

太陽光発電設備でございます。

申請理由につきましては、再生可能エネルギーの売電事業が好調なことから、新たな太陽光発電設備の設置用地を探していたところ、申請地は日当たりも良く、計画規模に適した広さで、整地工事費等の費用対効果も良いことから、この度の計画に至ったもので、維持管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、申請者からは、代替地検討表が提出されております。売買による所有権の移転となっております。

この度の計画では、申請地と申請地の間にある法定外公共物の上空に、配線を設置する計画となっておりますが、申請者からは、農地転用許可後、工期日程等が決定したのちに、法定外公共物使用許可申請書を提出する予定との報告を受けておりますので、この度の申請では、法定外公共物の使用部分は、一体利用地に含まれておりません。土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はございますが、盛土により、新たな畦畔を設ける計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

9ページに戻りまして、5番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は26、27ページ、公図は28ページ、土地利用計画図は29ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梶栗郷台地駅から北東へ約1.4kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する、「第1種農地」となります。転用目的は、建売住宅でございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は宅地化が進み、日用生活品販売店、学校、医療施設等が近くにあることから、住宅の需要があると判断し、申請地を選定したもので、耕作の継続が困難である譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。一体利用地は、市道加工部分、県道加工部分、水路加工部分のみで、道路工事施行承認申請書、道路工事等承認申請書、法定外公共物加工許可申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地西側に農地はございますが、市道で分断されており、問題ないと判断しております。汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水と

ともに、新設の道路側溝から、県道の道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

今回の転用については、下関土地改良区から、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。

次に、総会議案書10ページをお開きください。6番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は30、31ページ、公図は32ページ、土地利用計画図は33ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約900mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。転用目的は、来院者用駐車場でございます。

申請理由につきましては、来院者の増加により、常に駐車場が不足している状態が続いており、一部の来院者による路上駐車も発生し、地元住民にも迷惑をかけていることから、この度、病院に隣接している申請地に駐車場整備を計画したもので、耕作をしていない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。一体利用地はなく、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。土砂の流出対策として、申請地内は、砕石を敷き均す計画となっております。申請地の南側に隣接した農地はございますが、見切りブロックを設置する計画となっております。

また、申請地西側にも農地がございますが、市道で分断されており支障ないと判断します。汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路以外の水路に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

10ページに戻りまして、7番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は34、35ページ、公図は36ページ、土地利用計画図は37ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から南へ約3.1kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっている農地で、農地法施行令第12条第2号及び農地法施行規則第40条第1号、第2号に該当し、農地区分は、「第1種農地」となります。

転用目的は、資材置場及び来客用駐車場でございます。申請理由につきましては、木工品の製作に必要な資材置場が事業拡大に伴い手狭となり、また、木工品の展示販売場への来客者も増加していることから、既存施設に隣接している申

請地に、資材置場及び来客用駐車場の整備を計画したもので、耕作及び維持管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、登記地目、宅地2筆ですが、どちらも譲受人の所有地であり、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策として、申請地の西側に隣接した農地は、既存の畦畔及び既存水路で分断されております。また、申請地の南側、東側にも農地はありますが、市道や公衆用道路で分断されており支障ないと判断します。

申請地からの汚水の発生はございません。雨水のみ一体利用地及び申請地内にある、既存水路から農業用排水路に放流されます。また、一体利用地の既存施設からの汚水は、合併浄化槽で処理され、農業用排水路へ放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

今回の転用については、下関市豊田町土地改良区から、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。

10ページに戻りまして、8番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は38、39ページ、公図は40ページ、土地利用計画図は41ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から北西へ約1.6kmに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する、「第1種農地」となります。転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、現在、実家に居住している借受人が、子供も増え手狭になったことから、実家に隣接している、貸付人である父親の所有地に自己用住宅の建設を計画したもので、父親が、借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。一体利用地はなく、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地の北側に隣接した農地は、申請地よりも高く、既存擁壁で分断されております。また、申請地の南側にも隣接した農地がありますが、見切りコンクリートを設置する計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住

宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。

それでは、総会議案書 11 ページをお開きください。9 番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 42、43 ページ、地積測量図及び公図の合成図は 44 ページ、土地利用計画図は 45 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所勝山支所から北へ約 2.2 km に位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、高齢になった両親の面倒を見るため、実家に隣接している義父の所有地に自己用住宅の建設を計画したもので、貸付人が要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。一体利用地は、公図にない土地ではございますが、提出された地積測量図により、貸付人が所有している、●●番●と●●番●との筆界未定地の一部で登記地目は、山林であることを確認しております。

また、一体利用地として利用することについては、土地所有者である貸付人は、承諾しており支障ないと判断しました。計画面積についても、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策として、申請地に隣接した農地はございますが、申請地内を造成により法面を整形し、法面は芝張りで養生を実施する計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、一部の雨水とともに新設の排水管から既存水路をとおり農業用排水路以外の水路に放流されます。また、一部の表面雨水は、隣接地の農地及び北側の山林に放流されますが、土地所有者である義父は、表面雨水の放流については承諾しており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

11 ページに戻りまして、10 番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 46、47 ページ、公図は 48 ページ、土地利用計画図は 49 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王喜支所から北東へ約 1.7 km に位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第二種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。申請理由につきましては、親の介護等、今後起こりうる不測の事等を考慮し、実家に隣接している親の所有地に自己用住宅の建設を計画したもので、借受人からの要望に貸付人が応じたものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には、一体利用地はなく、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策として、申請地に隣接した農地はございますが、申請内を造成により法面を整形し、法面は芝張りで養生を実施する計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

### 議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番及び6番の案件につきまして、議席番号12番、河本隆一委員、報告をお願いします。

### 河本隆一委員

12番の河本です。8月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を確認いたしました。先ず1番の案件から説明いたします。ここは、鉄塔の工事を過去に行っておりますが、下関連絡線新設工事に伴うケーブルを延線する作業を行う架線基地を既設ヘリポートの隣接地に作るというものです。

現地は休耕地で長期間にわたり耕作されておらず、何ら問題ないと思われます。次に6番の案件ですが、事務局の説明のとおり、当該動物病院は来客者がとても多く、駐車場が手狭になったために、この度、病院の隣接地に駐車場整備を計画したものです。何ら問題はないと思われます。審議の程、よろしく願いいたします。

### 議長（吉本会長）

次に、2番、3番及び7番の案件につきましては、議席番号16番、わたくし吉本よりご報告申し上げます。

### 吉本知則委員

8月5日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を確認して参りました。2番、3番は関連しておりますのでまとめて説明申し上げます。事務局から説明がありましたが、転用目的は太陽光発電設備でございます。譲渡人は離農しており、周辺農地への影響もないと判断しております。

続きまして7番ですが、事務局の説明どおり転用目的は、資材置場及び来客用駐車場でございます。申請者の木工品製作に必要な資材置場が手狭となり、来

客者も増加していることから、施設に隣接している申請地に、資材置場及び来客用駐車場の整備を計画したものです。汚水の発生もございませんし、周辺農地への営農にも支障はないと判断しています。よろしくご審議願います。

#### **議長（吉本会長）**

それでは、4番の案件につきまして、議席番号3番、田中クゲヨ委員、報告をお願いします。

#### **田中クゲヨ委員**

3番の田中です。8月11日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を確認いたしました。転用目的は太陽光発電設備です。

申請地に隣接した農地はございますが、汚水の発生はなく周辺農地への支障はないと判断しました。よろしくご審議ください。

#### **議長（吉本会長）**

それでは、5番及び8番の案件につきまして、議席番号6番、田崎育子委員、報告をお願いします。

#### **田崎育子委員**

6番の田崎です。8月6日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認してまいりました。先ず5番の案件ですが、申請地は県道に接しており、周辺は宅地化も進んでおります。耕作の継続が困難である譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。近隣に農地はございますが、市道で分断されており、問題ないと判断しております。

次に8番の案件ですが、譲渡人である父親の実家に同居している息子さんが子供も増え、手狭になったことから、実家に隣接している父親の所有地に自己用住宅の建設を計画したものです。周辺農地への影響もなく、何ら問題ないと考えます。よろしくご審議願います。

#### **議長（吉本会長）**

それでは、9番の案件につきまして、議席番号2番、阪田実委員、報告をお願いします。

#### **阪田実委員**

2番の阪田です。8月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認に行きました。貸付人の義父が高齢であることもあり、両親の面倒を見るため、実家

に隣接している義父の所有地に子供さんが自己用住宅の建設を計画したものです。周辺農地への営農にも支障はなく、何ら問題はないと考えております。よろしくご審議願います。

#### **議長（吉本会長）**

それでは、10番の案件につきまして、議席番号5番、藤野俊孝委員、報告をお願いします。

#### **藤野俊孝委員**

5番の藤野です。8月11日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、実家近くに自己用住宅の建設を計画したもので、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地への影響はございません。よろしくご審議願います。

#### **議長（吉本会長）**

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。なければ質疑を打ち切り、採決します。「議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可について」、当該案件につきまして「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

#### **議長（吉本会長）**

次に日程第3「議案第3号農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、当該案件について事務局の説明を求めます。

#### **事務局（中川事務局長補佐）**

議案第3号農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について、ご説明いたします。

総会議案書50ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は51、52ページ、公図は53ページ、変更前の土地利用計画図は54ページ、変更後の土地利用計画図は55ページをご覧ください。

変更内容は、変更区分その他の、太陽光パネルの配置の変更及びパネル設置角度の変更でございます。変更理由は、議案書にも記載しておりますが、工事に当

たり、再度現地を精査したところ、日照状況及び敷地の形状から太陽光パネルの配置及びパネル設置角度を変更する必要があるとの判断によりこの度の申請に至ったものでございます。なお、本案件は、追認承認申請で、太陽光パネルは、総会議案書55ページの土地利用計画図どおりに設置されており、既に、設備は稼働中でございます。

申請者からは、山口県知事あてに始末書が提出されております。以上でございます。

### 議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号2番、阪田実委員、報告をお願いします。

### 阪田実委員

2番の阪田です。8月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認に行きまして参りました。言われないと気付かない案件で、特に問題はないと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

### 議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第3号農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」、当該案件を「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり承認相当と決しましたので、その旨の意見を付して県に送付することといたします。

### 議長（吉本会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局長補佐）

議案第4号現況確認について、ご説明いたします。

総会議案書56ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、866㎡で、申請地の位置図は57、58ページ、公図は59ページをご覧ください。

申請地は、ＪＲ山陰本線川棚温泉駅から南西へ約６７０ｍに位置する土地でございます。

令和２年８月６日に、農業委員２名、最適化推進委員１名と事務局職員２名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第５条（３）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

５６ページに戻りまして、２番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田２筆、合計面積は、１，１８６㎡で、申請地の位置図は６０、６１ページ、公図は６２ページをご覧ください。

申請地は、ＪＲ山陰本線安岡駅から北東へ約８９０ｍに位置する土地でございます。

令和２年８月６日に、農業委員２名、最適化推進委員１名と事務局職員２名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第５条（３）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

５６ページに戻りまして、３番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田１筆、面積は、１，８９１㎡で、申請地の位置図は６３、６４ページ、公図は６５ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約５．５ｋｍに位置する土地でございます。

令和２年８月５日に、農業委員２名、最適化推進委員１名と事務局職員２名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第５条（３）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。以上でございます。

### 議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、１番の案件につきまして、議席番号１１番、植村正文委員、報告をお願いします。

### 植村正文委員

１１番の植村です。８月６日に農業委員２名、農地利用最適化推進委員１名、事務局職員２名で現地調査を行いました。当該土地は雑木等が繁茂しており、数十年来耕作していない土地です。非農地に相当すると判断いたしました。よろしくご審議願います。

### 議長（吉本会長）

それでは、2番の案件につきまして、議席番号6番、田崎育子委員、報告をお願いします。

### 田崎育子委員

6番の田崎です。8月6日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地を探すのも大変なほど、周辺にも雑木が繁茂しており非農地であると判断させて頂きました。ご審議よろしくお願ひします。

### 議長（吉本会長）

それでは、3番の案件につきまして、議席番号15番、山田正信委員、報告をお願いします。

### 山田正信委員

15番の山田です。8月5日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請内容は事務局から説明があったとおりです。申請地は山あいの棚田で雑木等が繁茂し山林との境が不明確な状況でした。申請者は約20年前から体調不良で耕作困難となっております。非農地と判断いたしました。よろしくご審議願ひします。

### 議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第4号 現況確認について」、報告のありました1番から3番までの全てについて「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（吉本会長）

次に日程第5「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局長補佐）

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご説明いたします。総会議案書66ページをお開きください。

これは、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に

関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は、67、68ページ、公図は69ページ、土地利用計画図等は70ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約4.5kmに位置する、農地でございます。計画変更の理由は、農業用施設として農機具倉庫を建設するためでございます。本件は、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」で、軽微な変更になります。

66ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は、71、72ページ、公図は73ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約5kmに位置する、農地でございます。変更理由は、中山間地域等直接支払制度に取り組むため農用地区域に編入するもので、重要変更となります。以上でございます。

#### **議長（吉本会長）**

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号14番、伊田喜弘委員、報告をお願いします。

#### **伊田喜弘委員**

14番の伊田です。現地調査の報告をいたします。さる8月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地を調査いたしました。

事務局説明のとおり、地元の農業法人が農機具の使用及び保守管理の利便性を図るため、既に建設している農機具保管倉庫の隣に、新たな倉庫建設を計画しているものです。

本件は、建設予定地の農地を農業振興地域整備計画内の農用地から、農業用施設用地へ用途区分変更をするための申し出であります。

汚水の発生はなく、他の農地への影響もなく、懸念事項はないと考えています。ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### **議長（吉本会長）**

それでは、2番の案件につきまして、議席番号9番、下田敏純委員、報告をお願いします。

### 下田敏純委員

9番の下田です。8月11日に農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。この土地は以前より所有者がしっかりと畦畔や圃場を管理されております。この度、中山間地域等直接支払制度に取り組むため農用地区域に編入するものです。よろしくご審議願います。

### 議長（吉本会長）

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付することといたします。

### 議長（吉本会長）

日程第6「議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（中川事務局長補佐）

議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。総会議案書74ページをお開きください。1番。この案件は、令和2年9月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、75ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和2年9月1日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定です。地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表を、別紙「議案第6号関係資料」の1ページから3ページにお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

### 議長（吉本会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」

賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり決定しましたので、下関市長へ通知することといたします。

### 議長（吉本会長）

次に、日程第7報告第1号から日程第12報告第6号までを一括して、事務局の報告を求めます。

### 事務局（徳富事務局次長）

それでは、日程第7報告第1号から日程第12報告第6号までを一括してご報告いたします。

総会議案書76から80ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、20件ございました。

81ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、1件ございました。

82ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、7件ございました。

いずれも、内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

84ページ、報告第4号「競売に係る買受適格証明（農地法第5条関係）について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

転用のため農地の競売に参加するため、競落人となった場合農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理が得られるものであること証明するものです。

85ページ、報告第5号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

平成13年度第8回総会において、第5条届出について報告したものの撤回になります。なお、撤回届の届出受理日同日に今回、第5条届出がなされております。

86ページ、報告第6号「農地台帳への登録について」でございます。内容につきましては、農地台帳に登録されていない農地について、農地台帳に登録したものです。

下関市菊川町大字久野及び下関市豊田町大字地吉の土地10筆について、申出により現地確認の結果、現況を農地と認定し、令和2年8月6日付けで、農地台帳に登録したものになります。以上、ご報告いたします。

**議長（吉本会長）**

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第6号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたします。

次回の第6回総会は、令和2年9月15日火曜日、川棚公民館2階講堂で午前9時30分から開催いたします。

長時間に渡るご審議、ありがとうございました。以上をもちまして終了いたします。

(終了時刻10時45分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....